



# 山形県公報

平成27年8月4日(火)  
第2669号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定介護老人福祉施設の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……977
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……978

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(障がい福祉課) ……同
- 同……………(同) ……980
- 同……………(同) ……981
- 平成27年度採石業務管理者試験の実施……………(産業政策課) ……982
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……983

## 告 示

### 山形県告示第665号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護老人福祉施設の開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地              | サービスの種類    | 指定年月日       |
|-------------------|---------------------------------|------------|-------------|
| 社会福祉法人新庄かつろく会     | 特別養護老人ホーム みどりの大地<br>新庄市沖の町1番20号 | 介護福祉施設サービス | 平成27. 7. 24 |

### 山形県告示第666号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営谷地地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営谷地地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年8月4日から同年9月1日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第667号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 処分をした年月日

平成27年7月30日

2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社山本製作所
- (2) 主たる営業所の所在地 東根市大字東根甲5800番地の1
- (3) 代表者の氏名 山本 丈実
- (4) 許可番号 山形県知事許可（特-26）第300730号

3 処分の内容

建設業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）若しくは公共工事以外の建設工事であって補助金等の交付を受けているものについて、平成27年8月7日から同年9月5日までの30日間の営業の停止

4 処分の原因となった事実

株式会社山本製作所が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第2項の規定による排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、当該命令が確定したことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

## 公 告

山形県立泉荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立泉荘
- (2) 所在地 長井市今泉1812番地

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）を自ら設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により県若しくは市町村の指定を受けて管理していること。
- (3) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
  - イ 開催日時 平成27年8月19日（水）午前10時から正午まで
  - ロ 集合場所及び集合時間 山形県立泉荘玄関前 午前9時50分
- (4) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。

イ 山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）第6条に規定する基準及び山形県指定障害福祉サー

ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）で定める基準（短期入所に係る障害福祉サービスの事業に関するものに限る。）のうち人員に関するものを満たしていること。

- ロ 配置する直接処遇職員（生活指導員、介護職員、看護師、准看護師その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（職員の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより必要とされる直接処遇職員の数の2分の1以上であること。

(イ) 救護施設

(ロ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(ハ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

(ニ) 法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

(ホ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (6) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

- (9) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

- (10) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167号の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成27年8月5日（水）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2203

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年8月19日（水）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年9月25日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立保護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県立救護施設管理規則（昭和45年5月県規則第23号）及び募集要項によること。

- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立みやま荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立みやま荘
- (2) 所在地 西村山郡河北町大字吉田字馬場11番地

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）を自ら設置し、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により県若しくは市町村の指定を受けて管理していること。
- (3) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

- イ 開催日時 平成27年8月19日（水）午後2時から午後4時まで
- ロ 集合場所及び集合時間 山形県立みやま荘玄関前 午後1時50分

(4) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。

イ 山形県立保護施設条例（昭和36年3月県条例第7号）第6条に規定する基準及び山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号）で定める基準（短期入所に係る障害福祉サービス事業に関するものに限る。）のうち人員に関するものを満たしていること。

ロ 配置する直接処遇職員（生活指導員、介護職員、看護師、准看護師その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（職員の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより必要とされる直接処遇職員の数の2分の1以上であること。

(イ) 救護施設

(α) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(β) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

(γ) 法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設

(δ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(6) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

(9) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

(10) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167号の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成27年8月5日（水）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2203

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成27年8月19日（水）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年9月25日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立保護施設条例、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県立救護施設管理規則（昭和45年5月県規則第23号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

---

山形県福祉休養ホーム寿海荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県福祉休養ホーム寿海荘

(2) 所在地 鶴岡市湯温海字湯之里88番地の1

#### 2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 県内に主たる事務所を有すること。

(2) 申請時において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。

(3) 平成27年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。

(4) 申請時において、県内で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行っていること。

(5) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成27年8月21日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

ロ 集合場所及び集合時間 山形県福祉休養ホーム寿海荘玄関前 午後1時20分

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。

(11) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成27年8月5日（水）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

##### (2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2203

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成27年8月21日（金）から同年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年9月25日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、平成27年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成27年10月9日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

#### 2 受験手続

受験願書を平成27年8月31日（月）から同年9月11日（金）までの間に商工労働観光部産業政策課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、平成27年9月11日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

#### 3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課総務・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに上山市役所において平成27年12月4日まで縦覧に供する。

平成27年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）おーばん上山店

上市市美咲町二丁目38番1号外

#### 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社おーばん 天童市東長岡二丁目6番13号

代表取締役社長 二藤部洋

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年3月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,775.289平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 90台
  - (2) 駐輪場の収容台数 52台
  - (3) 荷さばき施設の面積 100平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 27.99立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 開店時刻 午前9時
    - ロ 閉店時刻 午後11時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日  
平成27年7月21日
- 8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年12月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成27年6月5日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成27年6月24日付けで山形県知事から通知があった。

平成27年8月4日

|         |   |   |       |
|---------|---|---|-------|
| 山形県監査委員 | 森 | 田 | 廣     |
| 山形県監査委員 | 広 | 谷 | 五郎左エ門 |
| 山形県監査委員 | 会 | 田 | 稔 夫   |
| 山形県監査委員 | 加 | 藤 | 香     |

| 所 管 課 | 監 査 結 果                                                                                                                      | 措 置 の 内 容                                                       |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 県立病院課 | （新庄病院における実地たな卸結果の貸借対照表への反映状況）<br>実地たな卸結果と貸借対照表上の貯蔵品残高に不一致があった。<br>貸借対照表を承認する前に、補助簿としての薬品管理システム上の残高と照合するチェック体制をより強化しなければならない。 | 実地たな卸担当と貸借対照表担当の間で、確認箇所について共通認識を持った上で、チェック表を作成し、二重のチェック体制を整備した。 |

|              |                                                                                                                                   |                                                                        |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>県立病院課</p> | <p>（河北病院における実地たな卸結果の貸借対照表への反映状況）<br/> 実地たな卸結果と貸借対照表上の貯蔵品残高に不一致があった。貸借対照表を承認する前に、補助簿としての薬品管理システム上の残高と照合するチェック体制をより強化しなければならない。</p> | <p>実地たな卸担当と貸借対照表担当の間で、確認箇所について共通認識を持った上で、チェック表を作成し、二重のチェック体制を整備した。</p> |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における固定資産の除却処理漏れ）<br/> 固定資産台帳に登録されているが、現物がない固定資産が確認された。規程等に基づき除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>                                | <p>当該固定資産について、平成27年3月26日付で除却処理を行った。</p>                                |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における固定資産台帳の数量差異）<br/> 固定資産台帳に登録されている数量と、現物の数量が異なる固定資産が確認された。規程等に基づき、除却処理を行い固定資産台帳上の数量を修正する必要がある。</p>                      | <p>当該固定資産について、平成27年3月26日付で除却処理を行った。</p>                                |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における修理不能な固定資産の除却処理）<br/> 修理不能にもかかわらず、固定資産台帳に登録されたままの固定資産があった。当該資産について、規程等に基づき、除却処理を行い固定資産台帳を修正する必要がある。</p>                | <p>当該固定資産について、平成27年3月26日付で除却処理を行った。</p>                                |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における固定資産の個別識別）<br/> 標示票が貼付されていない固定資産が確認された。規程等に基づいた固定資産実地照合を行うためには、標示票の貼付等、個別に識別できるようにすることが必要である。</p>                     | <p>当該固定資産について、備品標示票を貼付した。</p>                                          |
| <p>県立病院課</p> | <p>（新庄病院における固定資産の除却処理）<br/> 固定資産台帳に登録されているが、現物がない固定資産が確認された。規程等に基づき、除却処理を行い固定資産台帳を修正する必要がある。</p>                                  | <p>当該固定資産について、平成27年3月31日付で除却処理を行った。</p>                                |

|              |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                               |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>県立病院課</p> | <p>（河北病院における固定資産の個別識別）<br/>         標示票が貼付されていない固定資産が確認された。規程等に基づいた固定資産実地照合を行うためには、標示票の貼付等、個別に識別できるようにすることが必要である。</p>                                                           | <p>当該固定資産について、備品標示票を貼付した。</p>                                                                                 |
| <p>県立病院課</p> | <p>（鶴岡病院における固定資産台帳と設置場所の相違）<br/>         固定資産台帳上の設置場所と実際の設置場所が異なる固定資産が確認された。実情に合わせ、固定資産台帳を修正する必要がある。</p>                                                                        | <p>当該固定資産について、固定資産台帳を修正した。</p>                                                                                |
| <p>県立病院課</p> | <p>（鶴岡病院における固定資産の除却処理）<br/>         現物が確認できないにもかかわらず、除却処理がなされていない事案が多数確認された。適時に除却処理を実施することが必要である。</p>                                                                           | <p>現物が確認できない固定資産や、業務に使用しない固定資産については、新病院移転時に（平成27年3月）除却処理を行った。</p>                                             |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における使用料減額（免除）の申請理由の記載漏れ）<br/>         行政財産使用料減額（免除）申請書に、使用料減額（免除）申請の理由が記載されないまま、使用料減額の行政財産使用許可書を交付している案件が確認された。たとえ継続して許可している案件であっても、適正に対応すべきである。</p>                    | <p>申請者に対し、使用料の減免根拠を説明し、使用料減額（免除）申請理由を具体的に記載するよう指導した上で、行政財産使用料減額（免除）申請書を再度受け付け、申請理由が減免基準に該当するかを審査し、減免を行った。</p> |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における使用料減額（免除）の減免基準の適用誤り）<br/>         行政財産使用料減額（免除）申請書に記載された使用料減額（免除）申請の理由が、使用料減免基準に合致していないにもかかわらず、使用料減額の行政財産使用許可書を交付している案件が確認された。たとえ継続して許可している案件であっても、適正に対応すべきである。</p> | <p>申請者に対し、使用料の減免根拠を説明し、使用料減額（免除）申請理由を具体的に記載するよう指導した上で、行政財産使用料減額（免除）申請書を再度受け付け、申請理由が減免基準に該当するかを審査し、減免を行った。</p> |

|              |                                                                                                                                                            |                                                                                                               |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における使用料後納（分割）の申請理由の記載漏れ）<br/>行政財産使用料後納（分割）申請書に後納（分割）申請の理由が記載されていないにもかかわらず、行政財産使用料後納（分割）を承認している案件が確認された。たとえ継続して承認している案件であっても、適正に対応すべきである。</p>       | <p>申請者に対し、後納（分割）申請の理由を具体的に正しく記載するよう指導し、行政財産使用料後納（分割）申請書を再度受け付けた。申請理由から、分割納付はやむを得ないと認め、行政財産使用料後納（分割）を承認した。</p> |
| <p>県立病院課</p> | <p>（河北病院における「事務又は事業実施伺」の記載不備）<br/>執行日の記載のない「事務又は事業実施伺」が複数確認された。規程等に従い、決裁に基づき執行されていることを明らかにするためにも、当該日付の記載を徹底することが必要である。</p>                                 | <p>決裁後の記載の徹底、及び支出何時の施行日有無の確認について、各事業担当職員に周知徹底した。</p>                                                          |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における「支出伺」の押印漏れ）<br/>公印管理者印の押印が漏れている「支出伺」が複数確認された。規程等に基づき、適正に公印が使用されていることを明らかにするためにも、公印管理者印の押印を徹底することが必要である。</p>                                    | <p>公印管理に関する掲示を行い、公印管理者印の押印の徹底を図った。</p>                                                                        |
| <p>県立病院課</p> | <p>（中央病院における時間外勤務時間数の誤り）<br/>時間外勤務命令簿と給与システムへの入力結果である勤務実績報告書を照合した結果、システム入力の誤りが確認された。確実な二次チェック体制を早急に構築する必要がある。</p>                                          | <p>従前は、給与システムへの入力者が1名で、時間外勤務命令簿と勤務実績報告書を突き合わせてチェックを行っていたが、現在は、2名体制で読み合わせを行うことにより、確実な二次チェック体制を構築した。</p>        |
| <p>県立病院課</p> | <p>（診療報酬の団体請求分に係る調定額）<br/>病院によって、年度末時点で未収債権となる団体請求分の診療報酬（3月及び4月の団体請求分）の調定額算定時、実際入金されるときに査定率を用いるか否かに違いがあった。平成26年度決算までにすべての病院で統一的な会計処理が行われるよう、対応する必要がある。</p> | <p>平成26年度決算から、査定率を用いない方法に統一した。</p>                                                                            |

|               |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>県立病院課</p>  | <p>（新庄病院におけるID、パスワードの管理）</p> <p>医事会計システムへアクセスするパスワードが4桁で設定されており、初期設定から変更なく運用されている。個人情報保護の観点から、規程等に従ったパスワード桁数及び変更ルールとするよう、早期の是正が必要である。</p>                              | <p>医事会計システムのパスワードの運用について、以下のとおり是正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医事会計システムの各利用者は、パスワードの桁数を8文字～20文字に設定。</li> <li>・パスワードの有効期限を3箇月とする。</li> <li>・以上について職員に周知するとともに、医事会計システムの改修を行った。</li> </ul> |
| <p>子ども家庭課</p> | <p>（鶴岡乳児院における医薬品点検の実施）</p> <p>例年、日常的に使用する医薬品の点検を、年に1度、年度末に実施しているが、平成25年度は実施していない。担当者の異動及び業務多忙で適切な引継ぎができなかった、とのことだが、業務分担上も明示されており、安全面からも慎重な管理が望ましいことから、点検を実施すべきである。</p> | <p>平成25年度は、未実施となったため、平成26年8月に臨時的に実施した。年度末の業務繁忙期の点検になるため、確実に点検が行われるよう、実施日をあらかじめ設定し、実施後は担当者が院長に報告することとした。</p> <p>平成26年度は、平成27年3月26日に点検を実施した。</p>                                                             |
| <p>障がい福祉課</p> | <p>（総合療育訓練センターにおける備品照合体制）</p> <p>備品現品と備品台帳の照合確認は、規程等において年1回実施することが求められているが、平成24年度・平成25年度は、それらの規定に沿った照合確認が実施されていなかった。適正に実施すべきである。</p>                                   | <p>平成27年2月13日に障がい福祉課所管公所長会議を開催し、照合確認の適正な実施について、周知徹底を図った。今後は規程等に基づき、年1回の照合確認を徹底する。</p>                                                                                                                      |
| <p>障がい福祉課</p> | <p>（総合療育訓練センターにおける備品台帳の修正）</p> <p>備品台帳に登録されているが、備品現物が確認できない事案があった。過年度に処分した可能性があるとのことであり、規程等に従い、不整合調査報告のうえ台帳の修正等を行うべきである。</p>                                           | <p>当該備品について、照合確認を実施し、平成27年2月20日に不用処分の決定を行い、備品台帳を修正した。</p>                                                                                                                                                  |
| <p>障がい福祉課</p> | <p>（総合療育訓練センターにおける備品標示票の貼付）</p> <p>備品標示票の貼付がない備品が確認された。規程等に基づき、備品標示票の貼付を行う必要がある。</p>                                                                                   | <p>当該備品について、平成27年4月末までに備品標示票を貼付した。</p>                                                                                                                                                                     |
| <p>障がい福祉課</p> | <p>（やまなみ学園における備品照合体制）</p> <p>備品現品と備品台帳の照合確認が実施されていない年度が複数あった。規程等に基づき、照合確認を実施する必要がある。</p>                                                                               | <p>平成27年2月13日に障がい福祉課所管公所長会議を開催し、照合確認の適正な実施について、周知徹底を図った。今後は、規程等に基づき、年1回の照合確認を徹底する。</p>                                                                                                                     |

|        |                                                                                                                                           |                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい福祉課 | <p>（やまなみ学園における備品照合確認）</p> <p>平成26年度の備品の照合確認時に使用された「備品一覧表」を閲覧した結果、5件について確認欄が空欄のままであった。照合確認結果は、全備品について調査完了後に提出されるべきである。</p>                 | <p>当該備品について、平成26年10月10日に照合確認を完了した。今後は、全備品の確認完了後に照合確認結果を提出するよう徹底する。</p>                            |
| 障がい福祉課 | <p>（やまなみ学園における備品設置場所の記載）</p> <p>備品台帳に登録されている設置場所と実際の場所が異なる備品が確認された。設置場所を変更した場合には備品台帳上の設置場所を修正する必要がある。</p>                                 | <p>当該備品について、平成27年2月13日に設置場所に合わせて備品台帳上の設置場所を修正した。</p>                                              |
| 障がい福祉課 | <p>（やまなみ学園における備品標示票の貼付）</p> <p>備品標示票の貼付がない備品が発見された。規程等に基づき、備品標示票の貼付が必要である。</p>                                                            | <p>当該備品について、平成27年4月28日までに備品標示票を貼付した。</p>                                                          |
| 障がい福祉課 | <p>（やまなみ学園における一覧表に記載のない備品）</p> <p>業務で使用していながら、備品標示票が貼付されておらず、備品一覧表にも記載がないノートパソコンがあった。規程等に基づき、備品標示票の貼付、備品台帳への登録を行う必要がある。</p>               | <p>平成26年10月24日に備品標示票の貼付及び備品台帳への登録を行った。</p>                                                        |
| 障がい福祉課 | <p>（総合療育訓練センターにおける遊休資産）</p> <p>7件の遊休資産が存在した。新医療棟への移転に合わせ他の資産とまとめて廃棄・処分することであるが、規程等に基づき、適時に不用の決定を行う必要がある。</p>                              | <p>今後使用が見込まれる1件を除く6件の指定物品について不用決定の手続を行った。（山形県財務規則第168条第1項の規定に基づき、不用決定の承認申請を行い、平成27年4月13日付け承認）</p> |
| 障がい福祉課 | <p>（やまなみ学園における遊休資産）</p> <p>備品台帳に記載されているパソコンの中に、現在使用していないものがある。規程等に基づき、使用の必要がなくなったもので、他に管理換えしようとしても他の物品管理者が必要としないものであれば、不用の決定を行う必要がある。</p> | <p>当該遊休資産について、平成27年2月16日に不用処分の決定を行った。</p>                                                         |

|        |                                                                                                                                        |                                                                                                                                                           |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい福祉課 | <p>（総合療育訓練センターにおける「事務又は事業実施伺」の記載不備）</p> <p>執行日の記載のない「事務又は事業実施伺」が発見された。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも、規程等に従い、施行年月日の記載を徹底することが必要である。</p> | <p>関係職員に対し、監査報告書指摘事項を整理し、対応方針をまとめた文書を配付し、施行年月日の記載について周知徹底を図った。</p>                                                                                        |
| 障がい福祉課 | <p>（総合療育訓練センターにおける「支出伺」の押印漏れ）</p> <p>公印管理者印の押印が漏れている「支出伺」が複数確認された。規程等に基づき、適正に公印が使用されていることを明らかにするためにも、公印管理者印の押印を徹底することが必要である。</p>       | <p>関係職員に対し、監査報告書指摘事項を整理し、対応方針をまとめた文書を配付し、適正な公印の使用について周知徹底を図った。</p>                                                                                        |
| 障がい福祉課 | <p>（総合療育訓練センターにおける給与確認事務）</p> <p>給与の支給誤りにより、追給、戻入をした事案が確認された。算定資料等のチェック体制を確保するなど、再発防止に取り組むべきである。</p>                                   | <p>平成26年4月から、外来各部門から提出される出勤確認表及び外来管理日誌を突合して勤務実績日を確認するとともに、決裁時に複数職員がチェックを行い、再発防止に取り組んでいる。また、改めて関係職員に対し、監査報告書指摘事項を整理し、対応方針をまとめた文書を配付し、再発防止について注意喚起を行った。</p> |
| 障がい福祉課 | <p>（やまなみ学園における給与確認事務）</p> <p>給与の支給誤りにより、追給した事案が確認された。算定資料等のチェック体制を確保するなど、再発防止に取り組むべきである。</p>                                           | <p>平成27年1月分から、算定資料等を複数職員でチェックする体制を整え、再発防止に取り組んでいる。</p>                                                                                                    |
| 子ども家庭課 | <p>（鶴岡乳児院における通帳管理）</p> <p>鶴岡乳児院において、入所児童に対して交付される児童手当の児童ごとの通帳が公金等管理台帳へ記載されていなかった。規程等に基づいて、公金等管理台帳へ適切に記載し、管理する必要がある。</p>                | <p>当該通帳について、公金等管理台帳に確実に記載し、適正な管理を行った。</p>                                                                                                                 |

|               |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>障がい福祉課</p> | <p>（総合療育訓練センターにおける記憶媒体の管理）<br/>                 USBを6台所有し、総務課のデスクで保管しているが、施錠はなされていない。また、使用の際は「USBメモリ貸出簿」に本人が記入して持ち出し、返却時も本人が記入することになっており、セキュリティが十分に確保されていないと考える。外部記録媒体の保管方法や貸出方法に関するルールを改め、情報セキュリティを確保する必要がある。</p> | <p>平成27年2月から、保管方法及び貸出方法を下記のとおり変更した。<br/>                 ・外部記録媒体は、机の施錠できる引出しに保管<br/>                 ・鍵は管理専門員及び総務主査が保管<br/>                 ・貸出は、職員が鍵の保管者に申出を行い、貸出簿に用途及び貸出期間を記載し実施</p> |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|